

平成 28 年 6 月 3 日（金）9:30～12:00

（函館市役所 7 階特別委員会室）



第 3 回

重要文化財旧函館区公会堂 保存活用計画検討委員会 配布資料

議題 1. 保存活用計画

1. 3 章「環境保全計画」 p. 5
2. 4 章「防災計画」 p. 13

議題 2. 活用方策の検討

1. 史料調査 p. 24
2. 活用の基本方針（活用のコンセプト、ゾーニング等） p. 26
3. 具体的な活用方策（家具の展示、貸室、イベント） p. 28
4. 設備の設置方針（バリアフリー、暖房、便所等） p. 30
5. その他 p. 34

〈参考資料〉 ①平成 28 年度 事業スケジュール

重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会 名簿

区分	氏名	所属等	専門等
座長	かど ゆきひろ 角 幸博	北海道大学名誉教授 NPO法人歴史的地域資産研究機構 代表理事	文化財建造物
委員	いしおう のりひと 石王 紀仁	函館市文化財保護審議会委員 ハコダテ☆ものづくりフォーラム代表	建築
委員	きくち ゆきえ 菊池 幸恵	函館工業高等専門学校准教授	まちづくり
委員	きむら けんいち 木村 健一	公立はこだて未来大学教授	情報デザイン
委員	きむら つとむ 木村 勉	元長岡造形大学教授 昭和 57 年竣工旧函館区公会堂保存修理 工事事務所長	文化財建造物修理
委員	いとう すずね 伊藤 鈴音	公募委員	市民代表
オブザーバー	文化庁文化財部参事官（建造物担当）付 （整備活用部門） 担当官		
	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 文化財保護グループ 文化財建造物担当		
アドバイザー	公益財団法人文化財建造物保存技術協会		
事務局	函館市教育委員会生涯学習部文化財課		

第2回 保存活用計画検討委員会での指摘事項等

○玄関（3箇所）の呼称について

玄関 a ・ 玄関 b ・ 玄関 c とする。

○1階「商業会議所役員室（現：事務所）」の保護の方針

「保存部分」とする。

○部分・部位の設定

各委員に写真データを配布するので内容を確認し、意見等があれば次回検討委員会までに、事務局に知らせること。

○空調設備（暖房設備）

- ・空調設備ではなく暖房設備とする。
 - ・M I C Eの受け入れには暖房設備は不可欠である。
 - ・建物の環境調査は実施しているのか。
- 暖房設備設置による建物に与える影響を検討し、どのような設備が設置できるものか検討を進める。また建物内外の温室度データを計測する。

○バリアフリー対策

- ・ユニバーサルデザインの導入は必要である。
 - ・屋外からの出入りに際してスロープを設置するとしても、除雪管理やロードヒーティング等の追加設備が必要となる。
 - ・技術的には無理となったとしても、設置検討はしておく必要がある。
 - ・トイレも含め、高齢者・障がい者対応やM I C E受け入れも含め、積極的に検討すべき。
- エレベータを設置するとした場合に、設置箇所や設置に係る諸問題を検討する。

○その他設備

- ・無線LANネットワーク設備の設置を計画に盛り込んで欲しい。
- ・館内サインについて、ピクトグラムによるサイン計画を検討すること。

○家具の展示

展示家具の維持管理については、小規模な修繕のみとする。

○庭園（南側）

庭園の使われ方や活用方策について、さらなる調査・検討を進めること。

○環境整備

建物周辺のあり方について、さらなる検討を進めること。

○環境保全計画，防災計画

現状を報告，次回検討委員会で計画案を提示し，継続して協議していく。

○市民参加の取り組み

- ・過去の活用方法を探るために、市民から古い写真を募ってはどうか。
(昭和修理の際に実施済み)
- 活用方策について、市民参加を組み込む方策を検討する。

○建物活用の現状と問題点（石王委員指摘）

① 敷地内の自動販売機	設置場所が不適當，要移設
② 敷地内の照明設備	小型化・隠蔽が必要
③ 西側庭園	有効利用の検討
④ 南側庭園	有効利用の検討
⑤ 玄関内の発券機	撤去（受付での入館券発券対応）
⑥ 玄関内の掃除・除雪用具	未使用時は撤去すべき
⑦ 玄関受付	不要な掲示物を撤去
⑧ 1階廊下の下駄箱	配置・デザインの再考
⑨ 案内表示	デザインの統一が必要
⑩ 消火器	収納・デザインの再考
⑪ 館内照明設備	機器・配線の再考
⑫ 暖房設備	機器の再考
⑬ 車椅子	未使用時は収納すべき
⑭ 売店の販売物品	内容の再考（公会堂に関連するものに限定）
⑮ 球技室の撮影セット	不要→撤去すべき
⑯ パネル展示・ビデオ解説	内容の再考
⑰ 1階休憩室（会議所応接室）	用途の再考
⑱ 1階物品庫（受付室b）	用途の再考
⑲ 昭和修理時の部材（小屋裏に収納）	展示に利用

→ 指摘事項について検討を行い、今後の方向性について検討を進める。

3章「環境保全計画」

3-1. 環境保全の現状と課題

計画区域全体を対象として、保存管理計画の対象とした重要文化財建造物の周囲の環境（重要文化財建造物以外の建造物を含む）を、重要文化財建造物と一体的な保全を図る観点から、その現状と課題を記す。

旧函館区公会堂には、重要文化財の本館及び附属棟の2棟を中心に、敷地一体に良好な歴史的環境が残されている。敷地正面及び両側面には門を構える。正門は公会堂建設当初の石造門柱が2本残り、鋳鉄製の門扉を開く。東西の門は、煉瓦張りの門柱に木製の門扉が取り付け。敷地前面から東西の門には石垣が廻り、その上を土塁としてシンバクや多行松を植え、敷地を区切る。また本館突出部の背面側には、斜面に沿って石垣を造成する。これらのうち、正門（門柱のみ）と正面側の石垣は、重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物（それぞれ工作物・環境物件）として保護が図られている。

函館山に連なる背面側は、一段高い敷地が平坦に造成されており、景石などが配置され、昭和修理の報告書では「庭園」と報告されている。また本館西側の平坦地にも景石が置かれ、敷地北東側の敷地にはアカンサスが植えられるなど、いずれもかつては庭園として整備されていたものである。

他にも、ポンプ室や物置など管理に必要な現代的な建物が一部に建つものの、旧函館区公会堂は敷地一体として良好な歴史的環境を残している。

一方で、正面及び背面の石垣の一部には雨染みや乱れがあり、特に背面側では斜面の影響を受けて大きく破損している。また敷地の一部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていることもあり、特に背面側の石垣は、法面の土留などと合わせて本格的な整備が必要である。庭園は樹木が生い茂り、剪定や伐採も含めた管理が必要である。背面側の石垣は来歴が明らかでなく、管理方法や公開方法などと合わせて検討する必要がある。

3-2. 環境保全の基本方針

公会堂の敷地は、構成・区画・敷地形状など、本館竣工の翌年である明治44年行啓時の状態をよく保っている。そこで、現状の敷地環境の保全を基本方針とし、重要文化財以外の建造物の保全方法や管理・防災・活用に係る施設の設置、土地の形質の変更などは、区域・建造物の区分に合わせて個別に検討する。なお、計画区域一帯は伝建地区内に所在していることから、関連法令などにも配慮する。

3-3. 敷地環境の変遷と現状

明治44年の皇太子行啓の際に、公会堂を御旅館として使用するため、函館区（当時）から宮内省に提出された敷地図が残されている。現在の元町11番33に該当する敷地の形状や構成は、現在とあまり変わらない。

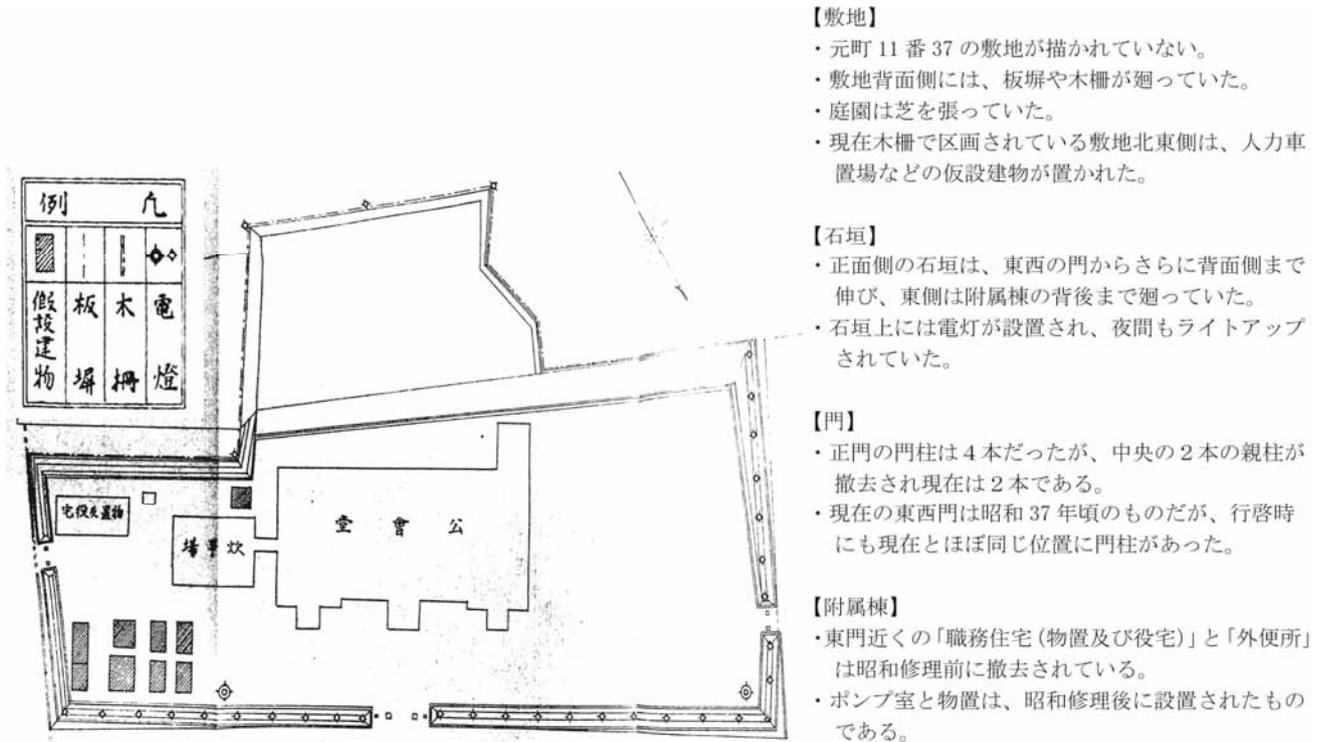


図. 明治44年行啓時敷地図



図. 現状敷地図

【航空写真(1976年/国土地理院)】



【正門】(門柱のみ伝建物[工作物])

石造門柱は建設当初のものと思われる。当初は門柱が4本立っていたが(写真右)、史料より昭和37年に内側の2本が撤去されたと推測される。鋳鉄製の門扉もこの時製作されたものと思われる。



【東門】

昭和37年に新築されたことが史料から確認された。当初は石垣の耳石が現在よりも内側にあったが、おそらく車両通行用に門の幅が当初より拡幅されたため、それとともに耳石が移動された(写真右)。



【西門】

東門と同じ意匠の門柱に木製の門扉が取付く。年代は不明だが、東門と同じく昭和37年の新築と考えられる。



【石垣(正面)】(伝建物[環境物件])

切石積で、正面から東西の門扉まで廻り込む。史料に「外廻堤上に多行松植付」とあり、多行松は明治行啓時に植えられたことが分かる。各部に雨染みが見られ、一部では藁が覆っている。西側の隅付近では大きく孕んでいる箇所がある(写真右)。



【庭園】

用途は詳らかでないが、斜面地を造成。周辺と植生が異なり岩なども配置。正面の函館湾に対し、函館山を意識したか。明治行啓時の記録に「庭園の築造等」とある。昭和8年に東伏見宮妃を迎え「公会堂奥庭」にて撮影された集合写真が残る。(写真右)



【石垣(背面)】

本館突出部背面側の法面。正面側の石垣とは仕上げが異なる。石垣の中央付近は大きく乱れ、南側斜面の土砂や雨水の影響と思われる。斜面は土質が柔らかく、土砂が流れやすい。斜面は、おそらく昭和頃にコンクリートで覆っていた(写真右)。



【失われた建造物】

現在のポンプ室周辺には、職務住宅や便所が建っていた。当初は敷地内に計5棟の建造物があったが、本館と附属棟以外は昭和修理前に取り壊されている。また、かつては裏手に木柵が廻っていた。



職務住宅



便所

3-4. 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

建造物と一体をなしてその価値を形成している計画区域の全体を、以下に示す標準的な区分に準じて区分して保護の方針を定める。

〈保存区域〉

重要文化財（建造物）を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

重要文化財である本館と附属棟の周囲（葛石まで）及び正面側の石垣とする。

〈保全区域〉

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として重要文化財建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

南側の庭園や東西の樹木が植えられている範囲を保全区域とする。

〈整備区域〉

重要文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域とする。

正面の石畳、職員駐車場やポンプ室が設けられている管理用動線の敷地東側、バリアフリー動線として乗降場、スロープなどを整備する予定の敷地西側を整備区域とする。

(2) 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、以下の事項について定める。

1) 防災・管理上必要な施設の設置方針

消火栓やポンプ室などの防災設備を更新する場合には、保存区域・整備区域をもって行うこととする。また資料保管庫や物置などを新設する場合には整備区域にて行う。

2) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

現在の状態の保全を基本方針とする。樹木は、剪定など必要な手入れを施し、危険木については伐採を含めた適切な処置を施す。背面側の庭園は、将来的な公開を視野に入れて整備する。

3) 整備区域における整備方針

ア. 土地の整備方針

西側と東側の敷地は、動線に配慮して砂利舗装材を敷設する。中央の石畳は、積雪対策としてロードヒーティング設備を設置する。

イ. 活用に伴い必要な施設の設置方針

西側にはバリアフリー用スロープを設置する。暖房用のボイラー室などの設置については、修理に合わせて詳細を検討する。



図. 区域の区分

土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木竹の保存・植栽	樹高10mまたは地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木及び地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しないこととする。ただし、やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。 敷地内の空き地やのり面等は、既存の植栽を積極的に活用するなど、歴史的風致と調和した植栽を行うよう努める。
土石類の採取	土石類の採取を行うときは、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
駐車場	街路に面した駐車場は、塀などで外部から見えないよう配慮する。
その他の工作物	彫像、記念碑その他これらに類するものを設置する場合は、原則として1敷地に対し1基とし、高さ・幅が2m以下、水平投影面積1㎡以下とする。

表. 伝統的建造物群保存地区における許可申請等（区域）
（「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」より）

3-5. 建造物の区分と保全方針

(1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財建造物以外の全ての建造物（工作物・環境物件含む）について、以下の標準的な区分に準じて区分する。

〈保存建造物〉

保存区域に所在する建造物で、重要文化財（建造物）に準じて保存を図るもの。

- 1) 地方公共団体により指定・登録等（登録は国登録を含む）の保護がなされている有形文化財建造物及び史跡、名勝等を構成する要素となっている建造物
- 2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの

伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物として保護が図られている正門及び正面の石垣とする。

〈保全建造物〉

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。

東西の門及び背面の石垣とする。

〈その他の建造物〉

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景や撤去することとするもの。

附属棟東側のポンプ室及び物置とする。

(2) 建造物保護の方針

1) 保存建造物

正門（門柱のみ）と正面の石垣は、「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」など、当該建造物の制度的位置付けに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護の方針を定めるものとする。

正門は、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、鋳鉄製の門扉は、有効な活用のために行う行為、又は、科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については、形式を変更できるものとする。

2) 保全建造物

原則として、位置・規模・形態を保全する。

背面の石垣は、斜面の土留などを行った上で積直しする。

東西の門は、当初の形式は不明だが、明治44年には現在と同じ位置に存在する。現在の門は建築後50年以上が経過し破損もないことから、基本的には現状を保全し、将来的な活用計画、外構計画などの見直しの際には、改めて保全方針を検討する。

3) その他の建造物

歴史的景観や環境を損なわないことを原則とし、位置・規模・色彩などを考慮して将来的な修景を検討する。

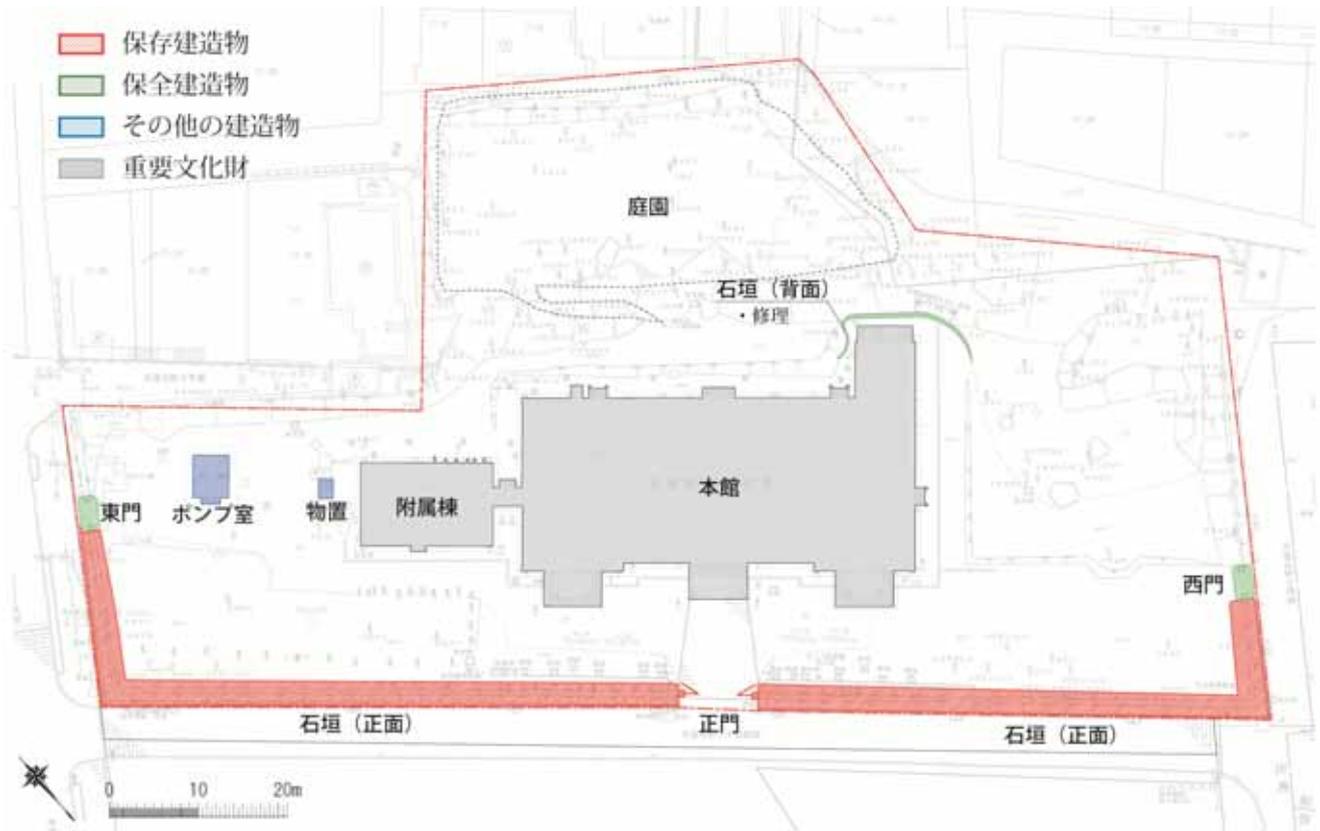


図. 建造物の区分

修理	伝統的建造物・工作物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。
	環境物件は復旧とする。
	景観形成上重要な役割をなしている石垣が敷地内に存在する場合は、積極的にいかすものとする。
	建物の外観を修理する場合、要する経費の4/5以内の額を補助。（ただし600万円を限度）
	環境物件を修理する場合、要する経費の2/3以内の額を次補助。（ただし200万円を限度）
修景	伝統的建築様式の意匠、材料、色彩等に配慮したものとする。
	一般建築物を伝統的建造物風の新築、改築する場合、要する経費の2/3以内の額を補助。（ただし500万円を限度）
新築等	文化財や景観形成上重要な役割をなしている建築物等の周辺では、その建築物を阻害しないよう配慮する。
	建築物の意匠、材料、色彩等は、歴史的風致を損なわないものとする。
	建築物以外の工作物の高さは、10m以下とする。意匠は、周辺に調和させ歴史的風致を著しく損なわないものとし、建築物の外観色彩の基準と同様とする。
	給排水管等の建築設備は、公共的な場所から直接見えないものとし、やむを得ない場合は、植栽等により目立たないよう工夫し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	新たに擁壁等を設置する場合は、周辺と調和した素材を使用するとともに着色はしないものとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	門の高さは、3m以下、塀、垣、さくの高さは2m以下とする。
門、塀、垣、さくを設置する場合は、周辺の景観と調和する材料、仕上げ、着色とするなど歴史的風致を著しく損なわないものとする。	

表. 伝統的建造物群保存地区における許可申請等（建造物）
 （「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」より）

3-6. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

公会堂は函館山の麓に位置し、計画区域の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている（4章「防災計画」にて後述）。近いうちに建造物に直接的な危害を与えるような危険木は見られないが、平成27年(2015)12月の大雪により、敷地内のアカマツが倒木したことから、今後適切に管理されることが求められる。

(2) 環境保全施設整備計画

1) 擁壁

背面側の石垣の上部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、現状でも石垣の孕みが見られ、また土砂の流出も見られる。これは函館山からの水の流れが影響していると思われ、流出箇所は隣接する住宅地に近接している。北海道など関係機関と連携を図り、周囲の歴史的景観や環境に配慮して材質や工法を選択し、擁壁の設置を検討する。

2) 保護柵

隣接する住宅地との間には、かつては木柵が設けられて敷地が区画されていたが、現在は植樹による区画のみで、敷地を明確に区別する保護策などは設けられていない。今後は防災上、活用上の観点から、歴史的な景観や環境との調和に留意し、また防火性能を考慮しつつ、保護柵の設置を検討する。

(3) 周辺樹木の管理

文化財建造物に隣接する樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように管理に務める。必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復や支持材の設置、また枝払い・伐採等の対策を施す。特に本館突出部付近には傾斜地が迫っているため、付近の樹木は伐採を含めた適切な処置を行う。

4章「防災計画」

4-1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

1) 当該文化財の燃焼特性

旧函館区公会堂は、本館、附属棟とも木造であり燃焼性は高い。

2) 延焼の危険性

ポンプ室はRC造、全面モルタル塗で、燃焼性は低い。附属棟東側には物置と、ストーブに灯油を供給するオイルタンクが設置されている。

計画区域周辺は住宅地で木造住宅などが建ち並び、延焼の危険性はあるが、一定の距離があり、敷地周辺には樹木も茂っている。隣接する宅地や公園での焚き火や花火等には十分注意が必要である。

3) 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現在は「防火管理に係る消防計画」（平成 27 年、財団作成。以下、「消防計画」）に基づき管理にあたっている。

(2) 防火管理計画

1) 防火管理者等の氏名及び住所

防火管理者：旧函館区公会堂館長（函館市元町 11-13）

2) 防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下「防火管理区域」）は、計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防機関等の指導を得て定めるものとし、以下に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。

ア. 計画区域全域を防火管理区域とする。

イ. 重要文化財建造物に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等（以下「建造物等」）で、重要文化財建造物との近接距離が 20m 以下であるもの（以下「第 1 次近接建造物等」）。ポンプ室及び物置が該当する。

ウ. 第 1 次近接建造物等との近接距離が 5 m 以下のもの、また近接距離が 5 m を超えているもののうち警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物（以下「第 2 次近接建造物等」）。該当するものはない。



写真. 隣接する宅地



写真. 隣接する宅地

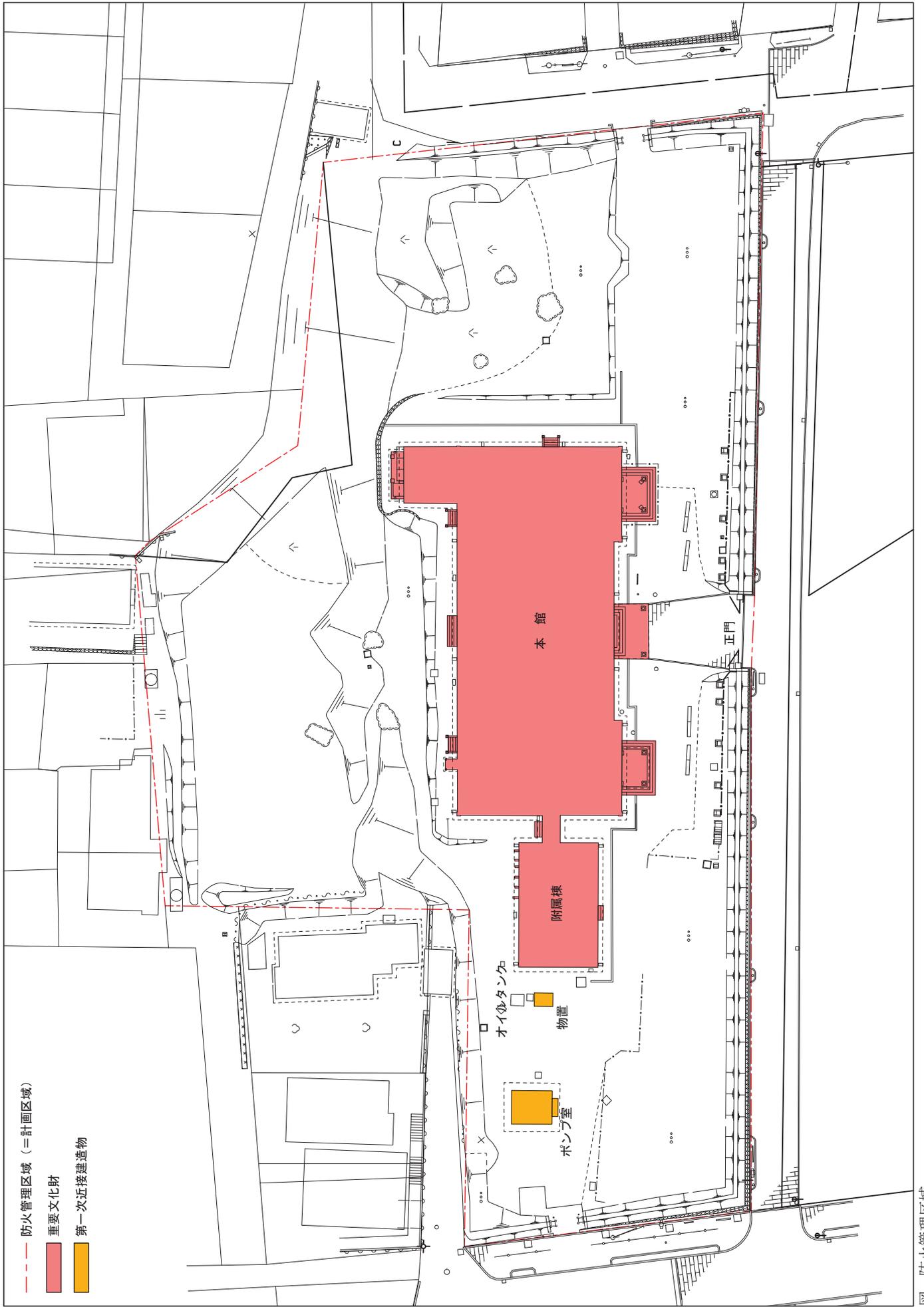


図. 防火管理区域

3) 防火環境の把握

防火管理区域外では、住宅が隣接する。いずれも木造が多く、主屋の他、車庫や物置などがある。主屋では生活用の熱源として火気が使用されている。

4) 予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については、関係者と協議の上、可能な措置を講じることに努める。

ア. 火気等の使用状況と管理

敷地内は禁煙とし、全面にわたり火気の使用を制限する。公会堂内部では、冬期には附属棟東側のオイルタンクから給油管にて給油し、石油ストーブを各所で使用している。附属棟にはガス台を設置しており、これら以外の場所、用途での火気使用は禁止する。最終退館者（財団職員）は施錠とともに火気の確認を確実にを行う

（ガスコンロ×1、ガス湯沸器×1、石油ストーブ×4、石油ファンヒーター×4、電気ストーブ×2）

イ. 可燃物の取扱状況と管理

①危険物の管理

附属棟東側に屋外灯油タンク（4630）を設置している。

②可燃物の除去・整理

廊下、階段室、便所等の可燃物の整理整頓、または除去を行ない放火防止に努める。

ウ. 警備

①巡回計画

公開時間内には、財団職員が常駐している。夜間は委託警備とし、附属棟居間を宿直室として利用して警備員が在駐している。建物内外の巡回を0時までには数回、朝に数回行っている。

②施錠管理

最終退館者（財団職員）が火気及び施錠の確認を確実にを行う。物置の施錠は十分に注意する。

③夜間照明等：正面側に外灯が2基設置されている。

エ. 安全対策

①避難経路等の確保

各室において整理整頓を行う。

②収容人員の管理

本館2階の大広間では、イベント時に収容人員120名までの制限を設けている。

5) 消火体制

市教育委員会及び所轄消防機関の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定め、年1回以上消火訓練を実施する。

ア. 任務分担（通報、初期消火、避難誘導、搬出、救護等）

「自衛消防組織編成表」に基づき、「営業時間内等(9～19時)」、「勤務人員が少ない時間帯(17時30分～19時)」に体制を分け、夜間は警備会社に委託している。火災発生時には、「火災時緊急マニュアル」(平成27年、財団作成)に基づき、避難口を開放し、避難・誘導を行う。第一に身の安全を確保し、その後元町公園に誘導する。有事の際は緊急連絡網に基づき連絡し、職員間の連携を図る。

イ. 訓練実施計画(定期的かつ実践的な訓練の実施等)

「消防計画」に基づき年に2回(9月・1月)に通報、消火、避難誘導、消防用設備等の取扱いなどの総合訓練を実施している。

1. 営業時間内等(9:00～19:00)

2. 人員が少ない時間帯(17:30～19:00)



(3) 防犯計画

1) 近年の事故歴

ア. 投石による破損(平成19年2月17日)

事故原因: 敷地外からの故意の投石。

被害状況: 本館車寄せ内開戸のガラスの破損。

事故後の処置: 器物損壊事件として処理。ガラスは修理した。

イ. 見学者による建具の破損(平成27年5月)

事故原因: 見学者が故意に建物を蹴った。

被害状況: 見学者(小学生)が本館男子便所個室の扉を蹴って破損。

事故後の処置: 羽目板を修理した。

2) 事故防止のために講じている措置

ア. き損事故防止に関する措置

職員が常駐し、定期的な巡回を行っている。

イ. 放火防止に関する措置: 職員が常駐

職員が常駐し、定期的な巡回を行っている。2階本館突出部は死角となるため、立ち入りを制限している。

ウ. 盗難防止に関する措置: 職員が常駐

職員が常駐し、定期的な巡回を行っている。

3) 今後の対処方針

館内及び敷地内への監視カメラの設置を検討する。また現在は夜間に有人警備を行っているが、修理に際し機械警備の導入も検討する。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

1) 設備整備計画

ア. 防災設備（防火・防犯設備）の設置状況

①火災警報設備

- ・自動火災報知設備（P型1級火災受信機、定温式スポット型感知器×5、光電式煙感知器×8、露出型差動式スポット感知器×73、差動式分布型感知器×19、発信機P型1級埋込型×5、空気管）
- ・非常警報設備
- ・漏電火災警報器
- ・その他

②消火設備

- ・屋内消火栓設備（ボックス型消火栓×4）
- ・放水銃設備（65Aテコ式×5）
- ・動力消防ポンプ設備（空冷式ディーゼルエンジン掛多段渦巻ポンプ）
- ・消火器
- ・貯水槽（RC造地下式、有効100m³）
- ・加圧送水設備
- ・その他

③避雷設備

- ・棟上げ導体設備
- ・棟上げ突針設備

④防犯設備（防犯灯、監視設備、警報設備、非常通報設備、その他）

- ・設置していない

⑤避難設備

- ・誘導灯（小型×26）
- ・避難はしご（ボックス型×2）

イ. 保守管理（点検、維持修理）の現状と課題

消防法に基づき点検を行い、消防用設備の自主点検表を作成している。器具や配管等は維持修理に務め、適宜更新している。

ウ. 今後の設備計画

防火設備は、ほとんどが昭和修理時に設置したもので、設置後30年以上が経過し、耐用年数を経過しているため、保存修理に合わせて更新する。

2) 保守管理計画

ア. 点検

消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施する。

①作動点検

加圧送水設備は月に2回以上作動させ、放水機器等は6ヶ月に1回以上放水する。

②外観点検

機器の配置、損傷状況等6ヶ月に1回以上点検する。

③機能点検

防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。

④総合点検

年1回、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

イ. 機能回復

点検結果に基づき速やかに機能の回復を図る。

ウ. 関連機関との連携

点検、修理、更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から市教育委員会や所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。



屋内消火栓、発信機、消火器



放水銃



消火ポンプ制御盤・火災受信機



避難はしご

図. 防災設備

【その他の設備】

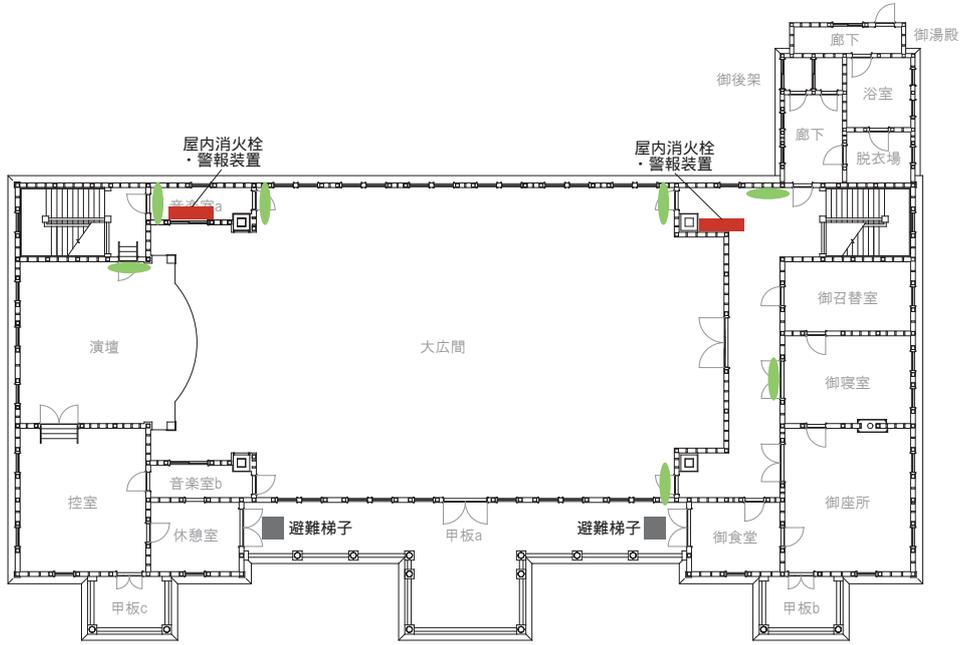
- 消火設備
- 誘導灯
- その他

内部

- ・自火報は天井裏など各部に配置
- ・消火器は各所に設置

外部

- ・避雷針
- ・ポンプ小屋、貯水槽



2階平面図



1階平面図

図．防災設備位置図

4-2. 耐震対策

(1) 耐震診断

1) 地震時の安全性に係る課題

公会堂では、平成 29 年度から予定されている保存修理後も、不特定多数の人を収容するイベントが定期的に行われる予定である。そこで、平成 23 年度にまとめられた修理基本計画の後、平成 26 年度に国庫補助事業による耐震診断事業を行い、構造調査を元にした耐震補強案を検討した。

構造調査は、軸組図作成のための実測と仕様調査及び破損状況の目視調査について、建物の解体を行うことなく実施した。地盤調査は、建物を支持する地盤の性状を確認するためにボーリング及び標準貫入試験とスウェーデン式サウンディングを行った。

耐震診断は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」の耐震基礎診断に位置づけられるものとして行った。必要耐震性能を「安全確保水準」として診断した結果、本館は建物の耐力と水平剛性が不足しているため、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があると判明した。そのため、壁面内部への耐震壁の付加と 2 階及び小屋裏水平構面の補強と、軸部への接合金物の付加とコンクリート基礎の増設が提案された。

附属棟も建物の耐力が不足していることが分かり、「大地震動時の倒壊危険性及び中地震動時の非倒壊」の可能性があると診断された。そのため、壁面内部への耐震壁、軸部への接合金物の付加が提案された。

2) 今後の対処方針

今後は、保存修理と合わせて耐震補強を行ない、耐震性能を改善する。また、避難誘導通報などは、「地震時緊急マニュアル」（平成 27 年、財団作成）に基づき対応している。今後もこれを継続して運用面での安全管理に努める。

(2) 地震時の対処方針

- 1) 被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。
- 2) 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。
- 3) 文化財建造物が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。
- 4) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。
- 5) 文化財建造物に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼により消失が確実と思われる場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。
- 6) 「通電火災」に注意し、発生した場合には消火活動に努める。

表 . 必要耐震性能設定の目安

		機能維持水準	安全確保水準	復旧可能水準
性能目標		大地震動時に要求される機能が維持できる	大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさない。	大地震動時に倒壊の恐れがあるが、文化財としての主要な価値を損なうことなく復旧できる
活用内容		現役の社会生活の基盤となる施設（インフラ施設）。災害時の防災拠点となるもの。 不特定多数が常時利用する大規模な建造物で、特に必要と判断されるもの。	通常の用途に供しているもの	ほとんど人が立ち入らないか、滞留時間が短いもの
大地震動時	軸組	変形が生じる。	大きな変形が生じるが、倒壊しない。 (層間変形角 1/30 以下)	倒壊する危険性がある。
	安全	安全	生命に重大な影響を及ぼさない。	危険
	機能	機能維持	機能喪失	機能喪失
(参考)中地震動時	軸組	損傷なし。 仕口の緩みが生じることがある	変形が生じる。	大きな変形が生じるが、倒壊しない。
	雑作	一部が破損することがある。	破損・落下するおそれがあるが、再用して復旧可能	過半が損壊して、失われる可能性がある。
	土壁	ほとんど被害が生じない。	亀裂を生じ、塗り替えが必要となる事がある。	落下し、壁下地も損壊する。
	安全	安全	安全	生命に重大な危害を及ぼさない。
	機能	機能継続	機能維持	機能喪失

4-3. 耐風対策

(1) 被害の想定

函館市のこれまでの日最大風速は27.9m/s(西北西、1928年2月7日)、最大瞬間風速は46.5m/s(西南西、1999年9月25日)だが(気象庁HPから)、公会堂では直接的に建物に被害が出るような状況はみられない。

(2) 今後の対処方針

現在も函館湾側(北側)からの風により、自在扉が開いてしまうことがあり、強風時の開閉には十分注意する。

4-4. その他の災害対策

(1) 積雪被害

1) 予想される被害

函館市の年間累積降雪量は375cm(平年値)、これまでの月最深積雪量は91cm(2012年2月)で(気象庁HPから)、道内の他の地域に比べれば比較的雪が少ない地域である。しかし、昭和修理の翌昭和58年には、大雪により本館東側の瓦葺が落下し、部分修理をすることになった。近年においても元々腐朽していた箇所が折れるなどの被害があり、今後も積雪被害が想定される。

なお、函館市建築基準法施行規則第14条において、函館市の垂直積雪量は70cmとしている。また北海道建築基準法施行細則において、函館市は多雪地域ではないことが示されている。

2) 当面の改善措置と今後の対処方針

冬期には、管理用・避難用の道を雪かきして確保している。積雪により基本的には建物に近づくことはできないが、屋根からの落雪には十分気をつける。

(2) 土砂災害

1) 予想される被害

公会堂の背面側の斜面地は、一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、「急傾斜地の崩壊」の危険性があるとされる。指定区域では、函館山からの水の流れにより斜面が流れ出しており、下部の石垣も大きく変形している。また敷地上部では、斜面地の崩落が隣接する宅地に迫っている。

2) 当面の改善措置と今後の対処方針

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、関係住民への危険の周知と警戒避難体制の整備に努める。また土砂災害特別警戒区域では、特定開発行為に対する届出・許可及び居室を有する建築物に対する建築基準法の適用が必要となるが、公会堂の保存修理については、これらは適用されない。ただし、大雨の際には、「函館市地域防災計画」などに従って適切に対応する。

またソフト面での対応に加え、擁壁工事など、法面への対策を早急に行う。



図. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 位置図

<p>土砂災害警戒区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険の周知 ・警戒避難体制の整備
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第9条第1項で定める行為(以下「特定開発行為」)の許可 2. 土砂災害特別警戒区域子弟前に特定開発行為に着手している場合の届出(法第13条) 3. 国又は地方公共団体が行う特定開発行為の協議(法第14条) 4. 特定開発行為の許可を受けた者の許可事項の変更の許可(法第16条) 5. 特定開発行為に係る対策工事等の完了の届出(法第17条) 6. 特定開発行為の廃止の届出(法第18条) 7. 居室を有する建築物に対する建築基準法の適用(法第24条)

図. 区域における必要な届出・許可等

議題 2. 活用方策の検討

2-1. 史料調査

史料調査

■敷地

- ・(今回御旅館とするにあたり) 外部には庭園を造り花卉名木を植え塘上には玉松三百本を植えて瀟洒雅致実に塵外の一隅をなせり
- ・屋外に於ては御馬車を玄関へ横付けとするに不便なる為め正門扉及扉受石を除去し構内の砂利受石を除去して砂利を敷き込み(西側商業会議所入口)の玄関及同通用門は閉鎖し構内東側隅に人力車置場曳夫詰所を新築し東側便所裏手に御湯沸場を新築し裏側に芝張を為し且つ木柵を設け・・・

(『東宮殿下行啓記念 函館奉迎記』千葉稲城、明治44年9月から)

- ・裏手崖上に仮囲を設け且警官巡還に差支なき様仮路を設けること
- ・本会堂は工を明治42年に起し翌43年建築落成したるものに係り結構綺麗にして又頗る景勝の地に在り門は巴字の湾に対し屋は臥牛の山を負ふ水木清華風光太た美なり

(『鶴賀奉迎録』函館区役所、大正2年10月10日から)

■外灯

- ・鶴賀御駐留中は塘上に三十余個の電灯を点じ明煌々として白晝の如く美観を極む
- ・此木柵に沿いて三ヶ所に五〇燭の電灯を転じ土壘上には三〇ヶ所に電灯を点じ構内東西両隅に各千五百燭のアーケ燈を点じ正門及東側通用門の電灯は総て燭力を増し且つ構内に篝火を焚きたり

(『東宮殿下行啓記念 函館奉迎記』千葉稲城、明治44年9月から)

- ・構内にアーケ燈を点火し構外は見透の付く様点灯すること
- ・(敷地) 四周土壘には明き三間毎に高尺5寸の電灯を装置せり

(『鶴賀奉迎録』函館区役所、大正2年10月10日から)

■明治43年行啓時の館内設備

- ・階上に御湯殿及御高架を新設すること
- ・御座所内及御寝室内に蚊の侵入を防ぐ為め空には目の極細かき金網を張ること(紗を張ること)
- ・御通路には白布を敷くこと
- ・玄関正面には大時計其他の各室には適宜時計を備付くること

(『鶴賀奉迎録』函館区役所、大正2年10月10日から)

■暖房

- ・煙筒20本(22円)、煙筒曲り10本(11円50銭)
- ・木炭72俵(187円200銭)、薪8敷(92円800銭)、石炭半噸(15円)

※「敷」=6尺×6尺程度。一般住宅では一冬に約3敷使用(『函館市史』から) ※「噸」=トン

(大正10年函館区会議案「需用費内訳」から)

- ・本館の4本の煙突のうち、暖炉付きは1本のみ。(他はストーブの排気用か)

■下駄箱

- ・源平草履200足(60円)、竹皮草履300ヶ(48円)
- ・昭和修理前及び昭和修理直後には、現在の小林写真館の部屋を「下足室」としていた。

(大正10年函館区会議案「需用費内訳」から)

■宿泊室

- ・ホテルとはしなかったが、ベッド、箆笥、化粧台などの家具も残り、また修理前の図面まで「大寝室」「寝室」などの名が見え、宿泊室として使っていたと思われる。

■函館市条例26号「函館市公会堂使用条例」(昭和32年10月19日)

- ・第1条 公会堂は、市の公共に関する集会に使用するものとする。



ライトアップ（明治44年行啓時）



大正11年行啓時の様子



外観（昭和49年重文指定時）



球戯室（昭和49年重文指定時）

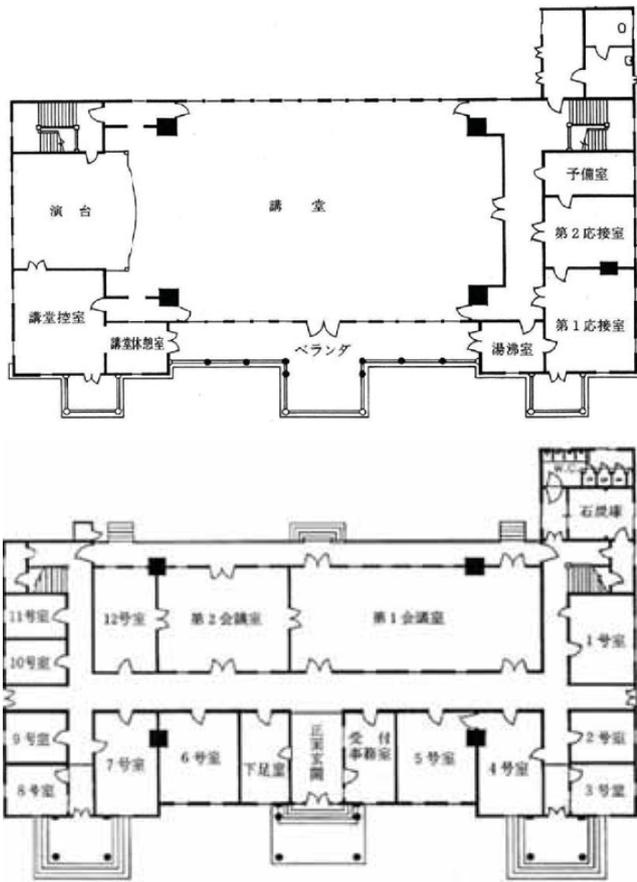


図2 修理前現状1階平面

平面図（昭和修理前）

使用場所	使用料		現在の部屋名
	昼/夜間	一日	
講堂	2,000	3,500	大広間
講堂控室	300	500	控室
講堂休憩室	200	350	休憩室
講堂予備室	200	350	御召替室
一号室	350	600	予備室 a
二号室	200	350	会議所事務室 a
三号室	200	350	会議所応接室
四号室	400	700	会議所事務室 b
五号室	400	700	会議所役員室
六号室	400	700	寝室 a
七号室	400	700	寝室 b
八号室	200	350	受付室 b
九号室	200	350	寝室 c
十号室	200	350	寝室 d
十一号室	200	350	寝室 e
十二号室	400	700	小食堂
第一会議室	800	1,400	大食堂
第二会議室	500	900	球戯室

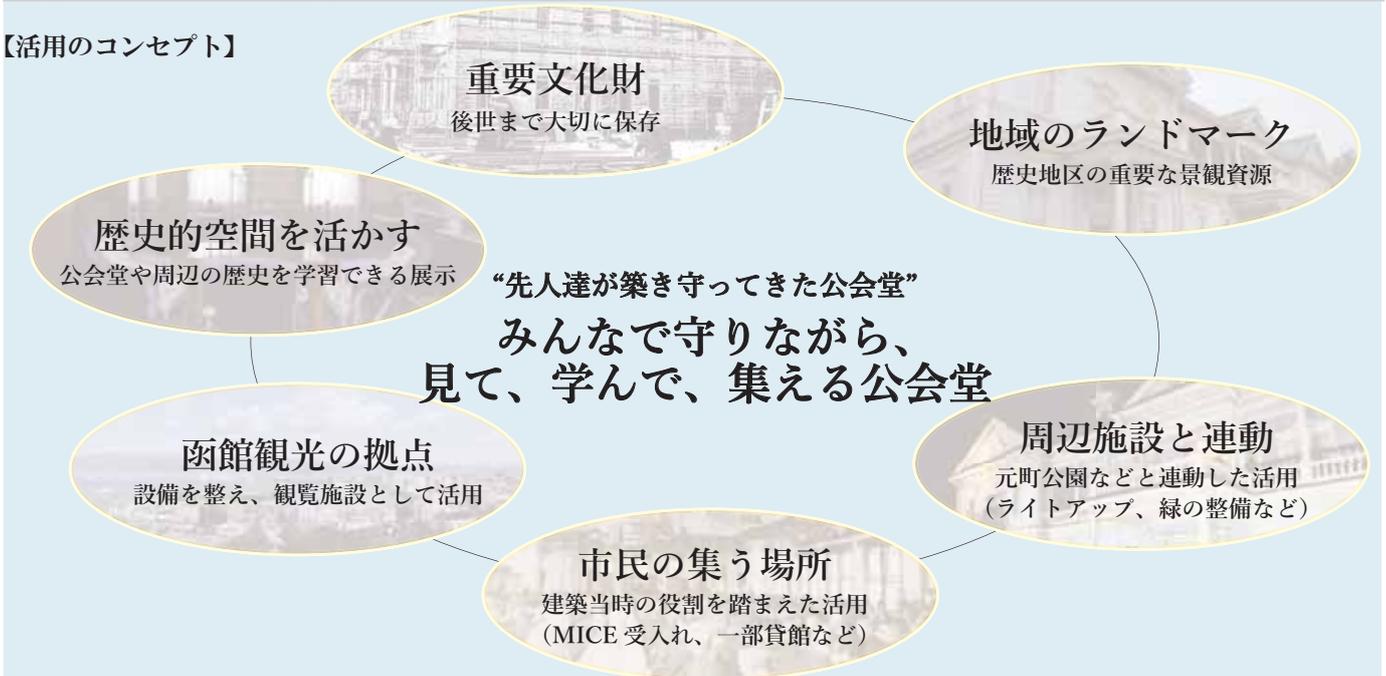
※昼間は午前9時～午後4時、夜間は午後4時～午後9時

公会堂使用料（「函館市公会堂使用条例」昭和32年）

2-2. 活用の基本方針

活用のコンセプト / 敷地のゾーニング

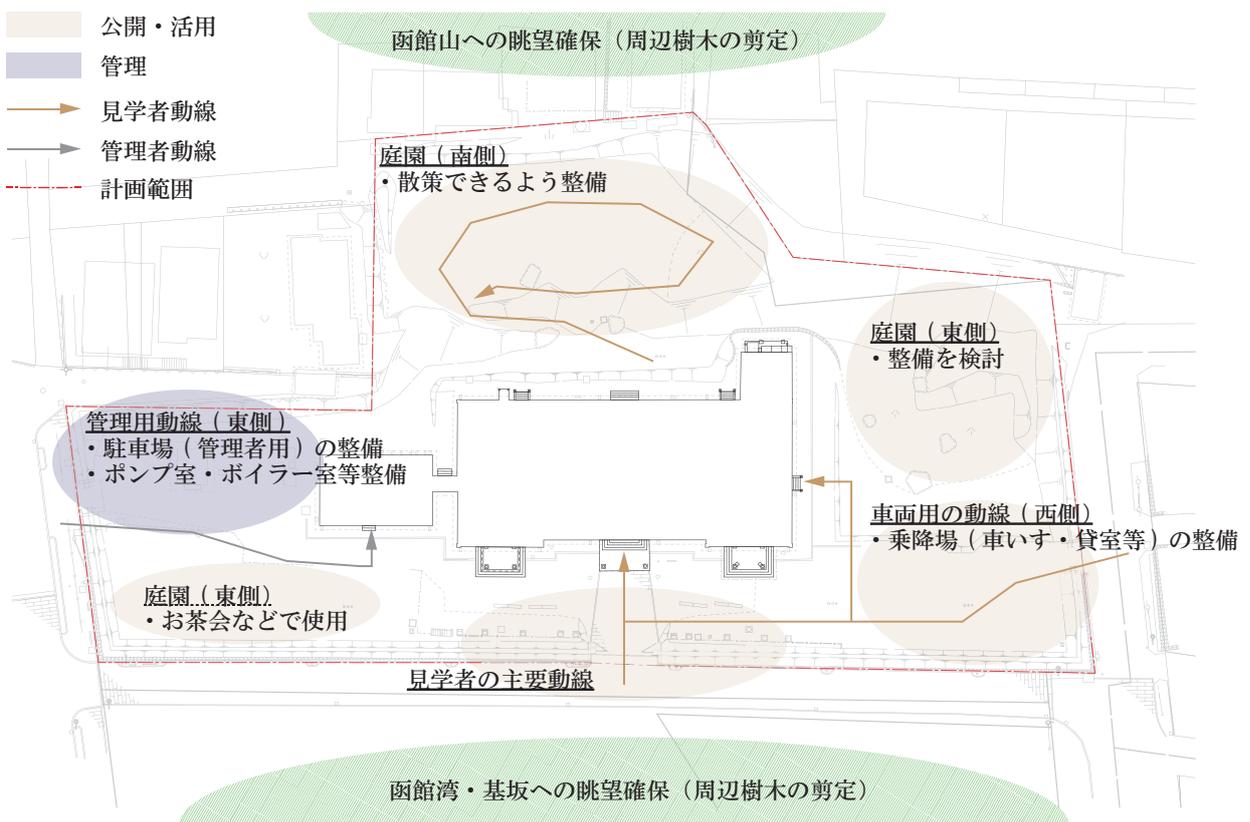
【活用のコンセプト】



【旧函館区公会堂の文化財的価値】

- ①[公会堂としての価値] → 公会堂の古い遺構。政治（演台等）、迎賓（食堂等）、宿泊（寝室）の機能が重要。
- ②[意匠・技術的価値] → 地元の技手・大工により建てられた大規模な洋風建築。
- ③[内装の価値] → 内装・家具がよく残り、当時の生活様式を空間として知ることができる。
- ④[景観資源] → 歴史的町並みにおけるランドマーク的存在。
- ⑤[地域の拠り所] → 多くの人々に親しまれる地域の中心的施設。

【敷地のゾーニング】



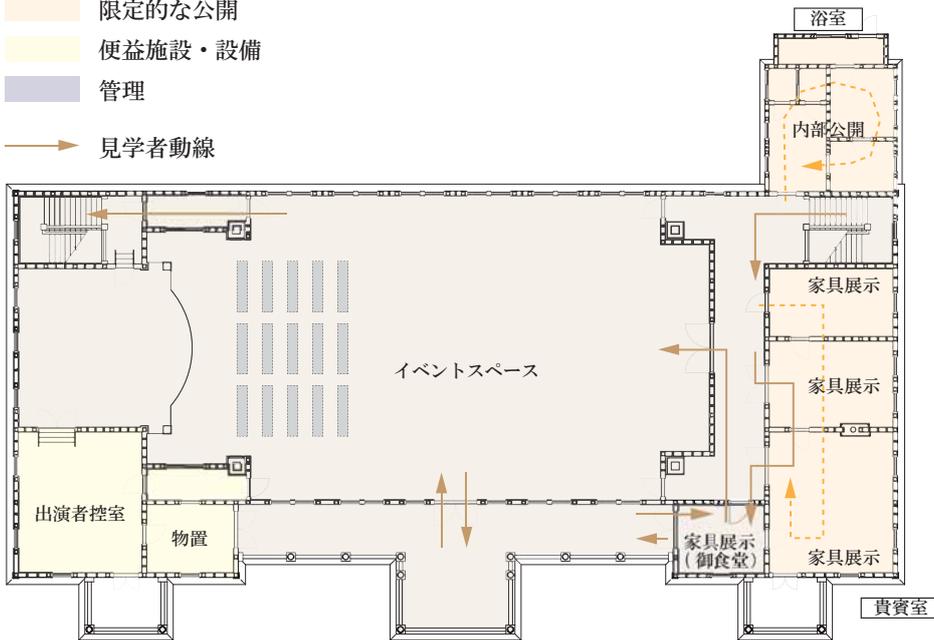
建物のゾーニング

【建物のゾーニング】

- ・歴史を感じられる施設とする。
- ・家具は基本的に展示し、椅子は着座できるようにする。
家具に座り、写真を撮影してもらうことで歴史を学ぶ。
- ・下駄箱、ロッカー室（着替室内）を整備。
手荷物を減らすことにより家具の展示に配慮。
- ・2階は、これまでと同じくイベントスペースとして活用する。
- ・貴賓室・浴室は、ガイド付きの公開など公開方法を検討する。
(函館観光ボランティア「一會の会」など)
- ・2階貴賓室北端の御食堂は公開する。

- 公開・活用
- 限定的な公開
- 便益施設・設備
- 管理

見学者動線

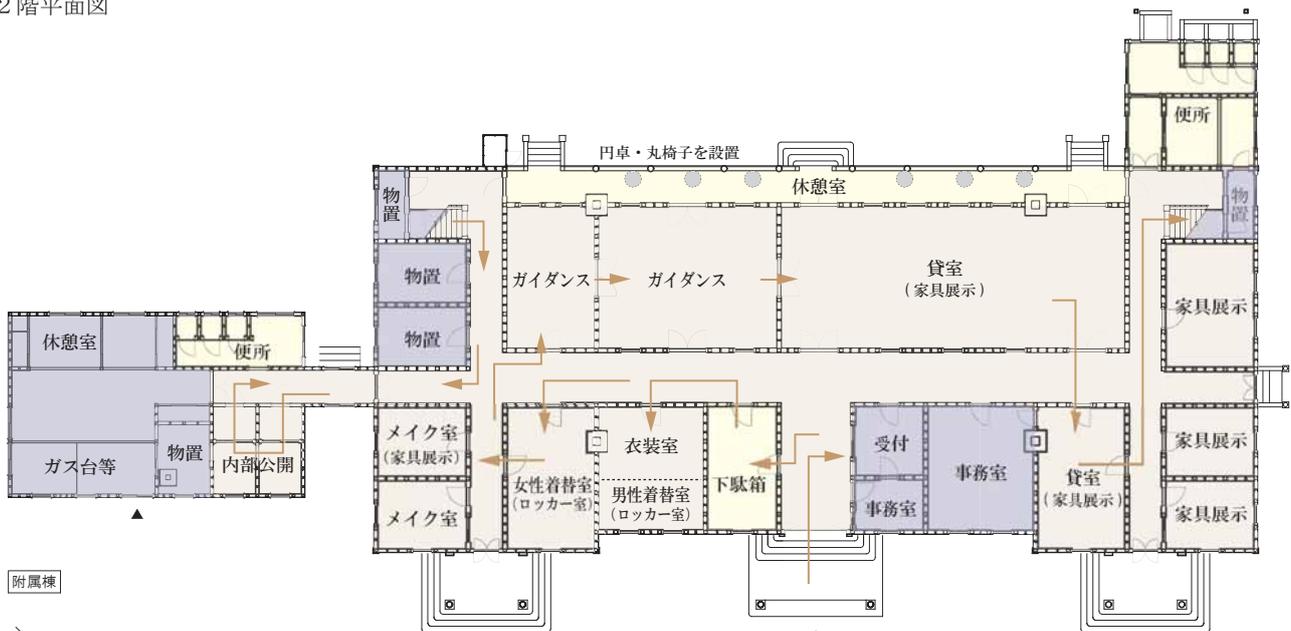


浴室



貴賓室 (御座所)

2階平面図



附属棟

本館

0 5 10m

1階平面図

2-3. 具体的な活用方策

家具の展示

【全体方針】

『かつての公会堂の空間を体感できるよう、建物の特徴と家具を一体的に見せる』

- ・動線、ストーリーを考慮し、分かりやすい展示とする。
- ・1階の家具は基本的に使用できるように配置。
(写真撮影によって建物の価値を理解してもらう。写真パネルは廃止)
- ・2階は現状通り。

【検討課題】

- ・家具の使い方(着座、棚の開閉等)
- ・整備方法(大食堂の椅子等)
- ・寝室の展示位置
- ・会議所の家具の整理方法
- ・貸室とする際の使用/収納方法

【各室の展示の考え方】

①大食堂(迎賓)

『収納している家具を展示し、上等な室内意匠と一体的に見せる』

- ・現在は卓子が全て物置に収納されている。
(大×7、中×1、小×3。全て幅1200mm程度)
- ・棚などは会議所などに展示されている。
- ・椅子は全てなくなっている。
- ・球戯室と小食堂は家具を展示しない。
公会堂・周辺などの歴史などガイダンスとする。



大食堂

②寝室(宿泊)

『家具を集約し、わかりやすく見せる』

- ・現在は2室に展示されている。
1室に集約する。(1.5室分が残存)
- ・無料のメイク室として家具を展示。
化粧台などを使えるように配置する。



寝室

③会議所(政治)

『家具を整理し、かつての商業会議所の使い方を再現する』

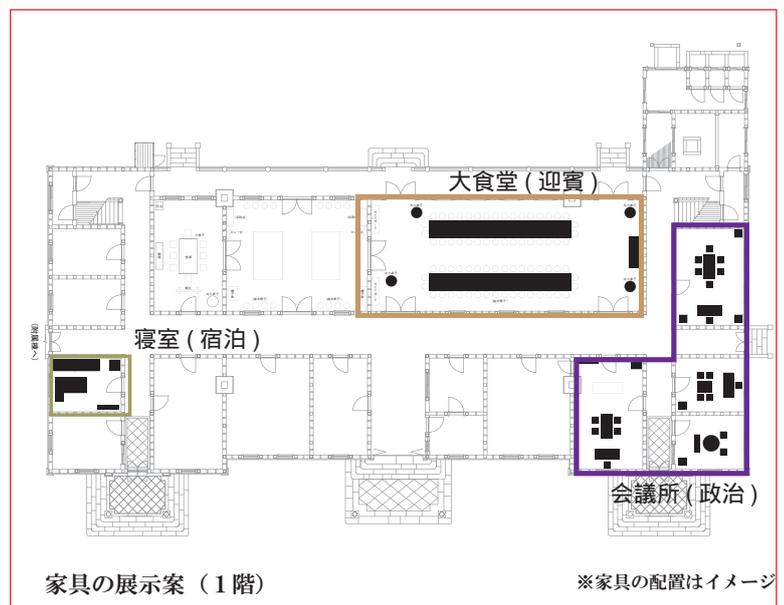
- ・かつての家具がよく残っている。(2.5室分)
どの部屋で使われていたものか不明。
- ・修理に合わせ、どの部屋で使われた家具か整理する。
- ・当初の部屋を可能な限り再現する。
「事務所(2室)」、「役員室」、「応接室」、「予備室」



会議所事務室



昭和修理後の家具の残存状況(1階)



家具の展示案(1階)

※家具の配置はイメージ

貸室 / イベント

【貸室】

- ・元々は会議所として利用していた。
- ・他にも絵画展覧会、物産陳列所、開眼供養式など、色々な使われ方をしていた。
- ・市の計画により、「特別な場所を活用した MICE の開催」が促進されている。

『函館市観光基本計画（計画期間 2014 ~ 2023）』

MICE 受け入れの強化

- ・新たな MICE 受け入れ施設の整備
（イベント、会議等に対応できる新たな施設の整備・活用）
- ・割引パスポートの充実
（MICE 参加者が受けられる割引対象施設の拡大や割引内容の向上等）
- ・ユニークベニューの活用
（公会堂等函館ならではの特別な場所を活用した MICE の開催促進）

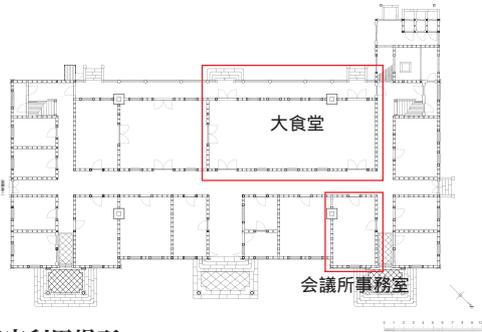
MICE とは・・・

「企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称」（観光庁 HP より）

【検討課題】

- ・場 所：大食堂、会議所事務室
- ・時 期：繁忙期以外
- ・使い方：会議室、展示会、物販、その他

場所・期間を限定して貸室とする。
（通常は家具展示）



貸室利用場所

ユニークベニューの事例



開拓の村（北海道）



旧斎藤家別邸（新潟）

【イベント】

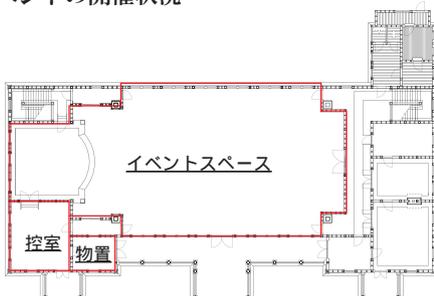
- ・現在の定員は 120 人。
- ・現在はイベント毎にパイプ椅子を設置しているが、仮設の椅子を常設する、
- ・平日や夜間などの時間帯のイベント開催を検討する。
- ・控室の着替室、椅子を保管する棚など、建物を傷つけない程度で整備も検討。

【検討課題】

- ・主催者、開催方法
- ・イベントの内容、開催時間
- ・定員

年度	公会堂コンサート		プロムナードコンサート		その他			実施回数	参加者数
	回数	人数	回数	人数	内容	回数	人数		
平成22年度(2010)	28回	2,306人	-	-	築100年記念事業	1回	2,633人	29回	4,939人
平成23年度(2011)	29回	2,819人	-	-	ミシュラン・グリーンガイド二つ星掲載記念コンサート	1回	120人	31回	3,139人
平成24年度(2012)	31回	2,767人	20回	3,156人	高校生によるお茶会	1回	200人	53回	6,243人
平成25年度(2013)	28回	2,428人	20回	2,924人	市制施行90周年記念事業サマーコンサート	1回	120人	50回	5,672人
平成26年度(2014)	32回	2,908人	20回	2,617人	公会堂コンサート30周年記念ステージ	1回	120人	55回	5,945人
					高校生によるお茶会	1回	200人		
合計	148回	13,228人	60回	8,697人	重要文化財指定40周年記念コンサート	1回	120人	218回	25,938人
					高校生によるお茶会	1回	200人		
					日米交流160年記念ベリール黒船音楽紀行【共催】	1回	100人		

イベントの開催状況



イベントスペース



函館リコーダー



独唱とアンサンブルの会

2-4. 設備の設置方針

バリアフリー

【検討事項】

- 公会堂へのアクセス
- 場内の移動（便所、各室の動線など）
- 1階へのアクセス
- 2階へのアクセス

【課題】

- ・建物への上り口が1000mm程度ある。
- ・車いす利用者は、ほとんど2階には上がれない。
- ・坂道の多い立地のため公会堂へのアクセス自体が困難。
- ・便所には補助者が同伴し、職員も協力。
- ・内部には車いすを用意。

【前提条件】

- ・繁忙期（4月～9月）には、補助が必要な方が月に10名程来館。
そのうち車いす利用者は月に1名程度。
- ・冬期のスロープの設置について、要確認

【整備の方針】

- ・文化財としての価値を尊重しつつ、最大限配慮する。
（保存に影響を与えない程度で検討する）
- ・貴賓室、大広間など、上等な部屋の改変は行わない。
- ・輸入材（紙張り）など、貴重な仕上げ材の保存。



石段（玄関東側）

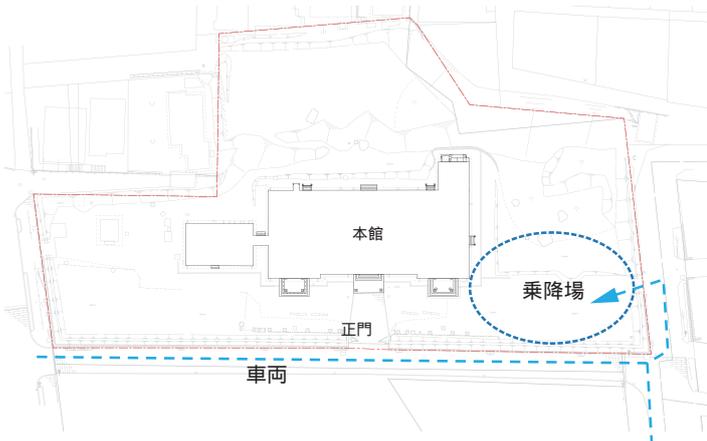


本館西側



本館突出部（東側）

【①公会堂へのアクセス】

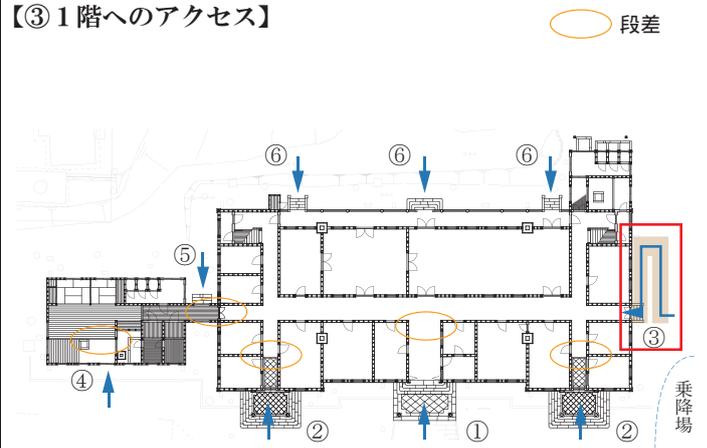


【②館内の移動】 段差解消ステップ設置



敷居

【③1階へのアクセス】



	①②	③	④	⑤⑥
動線	△ 内部に段差	○	× 内部に段差	×
意匠	×	○	○	○

- ↓
- 乗降場と一体的に整備可能
 - 幅：1250mm（建具内々）
 - 高低：約1000mm（GL～1階FL）
 - 1/15の勾配で15mのスロープ。

バリアフリー

【④2階へのアクセス】

エレベーター

- 西側階段上部に開口部。
- 2階廊下に開口部。

いす式階段昇降機

- ・壁面内部の補強について検討必要。
- ・西側：2階は突出部（浴室）の出入口が近接。
- ・東側：音楽室内々が660mm(車いす幅：630mm以下)

可搬型階段昇降機

- ・建物を傷める箇所が少なく、費用的負担も小さい。
- ・昇降可能だが、操作性・注意点については要確認。
- ・車いすごと乗れるものもある。
- ・最大傾斜角＝勾配35°まで対応。(公会堂は32°)
- ・文化財での使用事例がほとんどない。
- ・参考寸法(車いす式)：L1468×W636×H934mm/52kg



本館東側階段



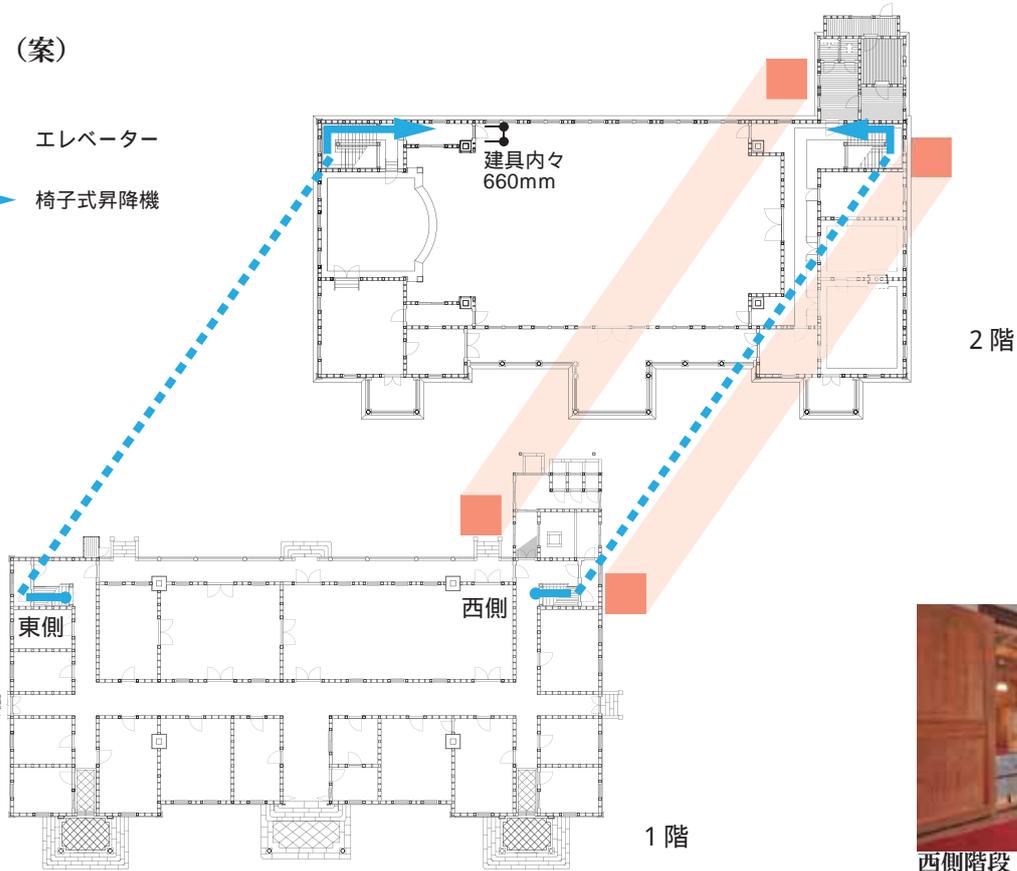
いす式昇降機 (八女市町家交流館)



可搬型昇降機 (松江城)

設置箇所 (案)

- エレベーター
- ➡ 椅子式昇降機



西側階段 (2階)

	エレベーター		いす式昇降機		可搬式昇降機
	①	②	西側	東側	
改造	×	×	△	△	○
意匠	△	△	△	△	○
動線	○	○	○	△	△
設置	△	○	△	○	○
メリット	・上下階の移動がスムーズ	・上下階の移動がスムーズ	・エレベーターよりも改造箇所が少ない。	・エレベーターよりも改造箇所が少ない。	・大きな改造が必要ない。
デメリット	・大規模な改造が必要 (・現状では必要人数が少ない)	・大規模な改造が必要 (・現状では必要人数が少ない)	・壁面内部に補強が必要か ・2階突出部の出入口が近接	・壁面内部に補強が必要か ・音楽室建具寸法が狭い	・操作性 ・重量 ・文化財での使用事例

2-4. 設備の設置方針

暖房

【課題】

- ・ 機器は石油暖房機 5 つのみ。
(附属棟東側のオイルタンクから給油)
- ・ 道内の重要文化財建造物 (洋館等) で本格的な暖房設備がないのは、公会堂と小樽郵船のみ。

【前提条件】

- ・ 必要日数
11 月以降は館内が 0 近くまで下がる。
- ・ 利用者数 (公会堂)
暖房が必要となる 11 ~ 4 月は 200 人 / 日程度が利用。
- ・ 観光者数 (函館市)
冬は観光客数が落ち込む一方、外国人観光客が多く、市は「通年型観光へ向けた取り組みをさらに強化」。

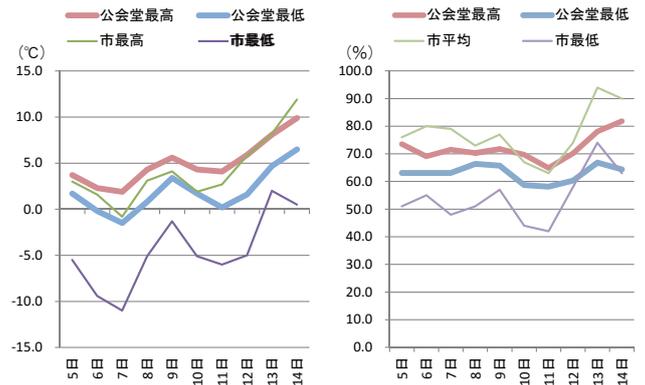
【設置の方針】

[保存]

- ・ 建物の改変を最低限とする。
- ・ 保存環境に考慮する。(「すが漏り」や漆喰などに配慮)
- ・ 配管等の更新に配慮する。(建物の修理より周期が早い)
- ・ 煙突、床下などを利用する。
- ・ 具体的な器具、断熱材の採用など、実施方法は設計で検討。

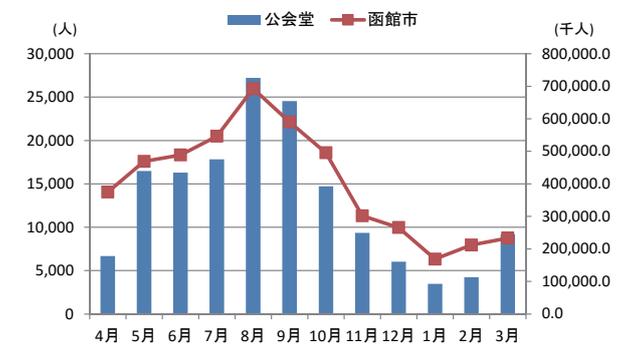
[活用]

- ・ 部屋の用途に応じて部分的な設置を検討する。
- ・ 暖炉などを部分的に再現し、当時の室環境を体感。



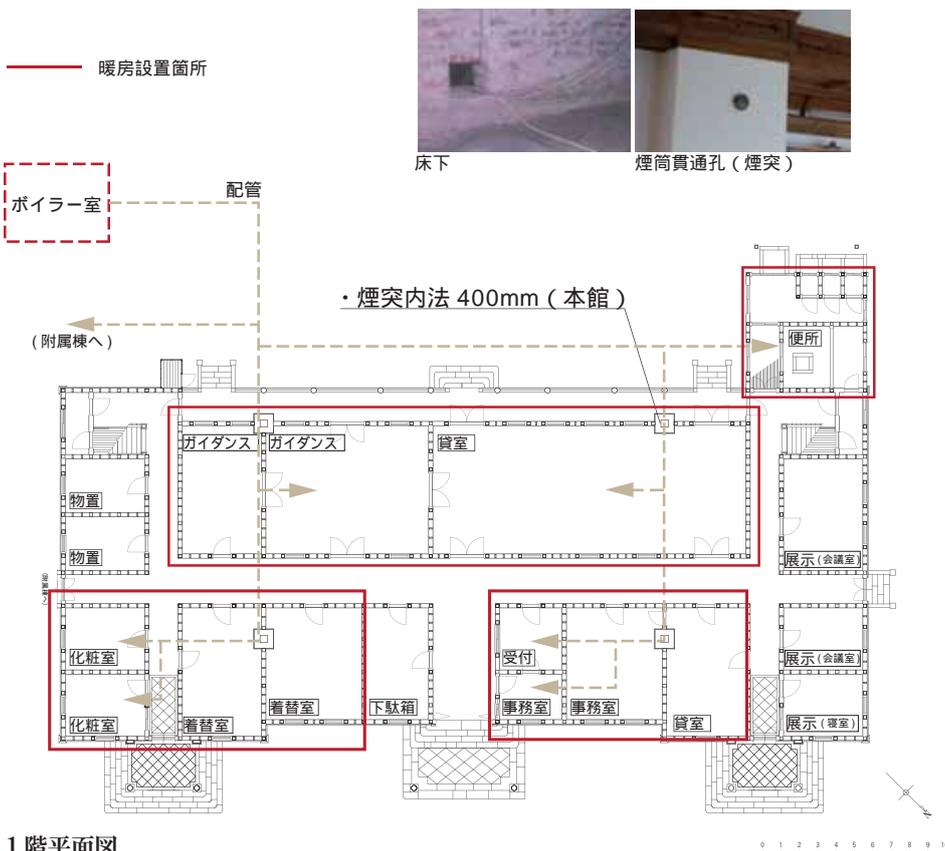
平成 28 年 2 月の温度

平成 28 年 2 月の湿度



平成 26 年度の利用者 / 観光客数

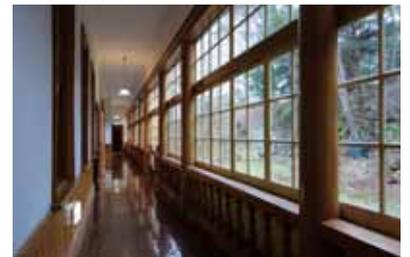
【暖房器具配置計画】



1 階平面図

【その他の対策】

- ・ 縁側の複層ガラス化



- ・ 附属棟 (管理者休憩室) の複層ガラス化



- ・ 寒気の流入対策



便所

【課題】

- ・昭和修理時に本館に男子便所と女子便所、附属棟に共用便所を整備した。
- ・女子便所は、ブースが狭く不便。
- ・共用便所は、利用者が少ない。
- ・バリアフリーの検討とともに、多目的便所の検討が必要。
- ・元町公園の便所も利用可能。

【設置の方針】

位置	現状	修理後
本館突出部①	男子便所 昭和修理時の一般的な設備 壁型小便器×3、ブース×3	現状と同じ（器具の更新）
本館突出部②	女子便所 プレハブ式（元湯沸所内） ブース×4	多目的便所 パッケージ型の多目的便所 オストメイト対応、多目的シートなど
附属棟	共用便所 昭和修理時の一般的な設備 壁型小便器×3、ブース×3	女子便所 小便器の位置にブースを新設、洗面台設置 ブース×4程度。



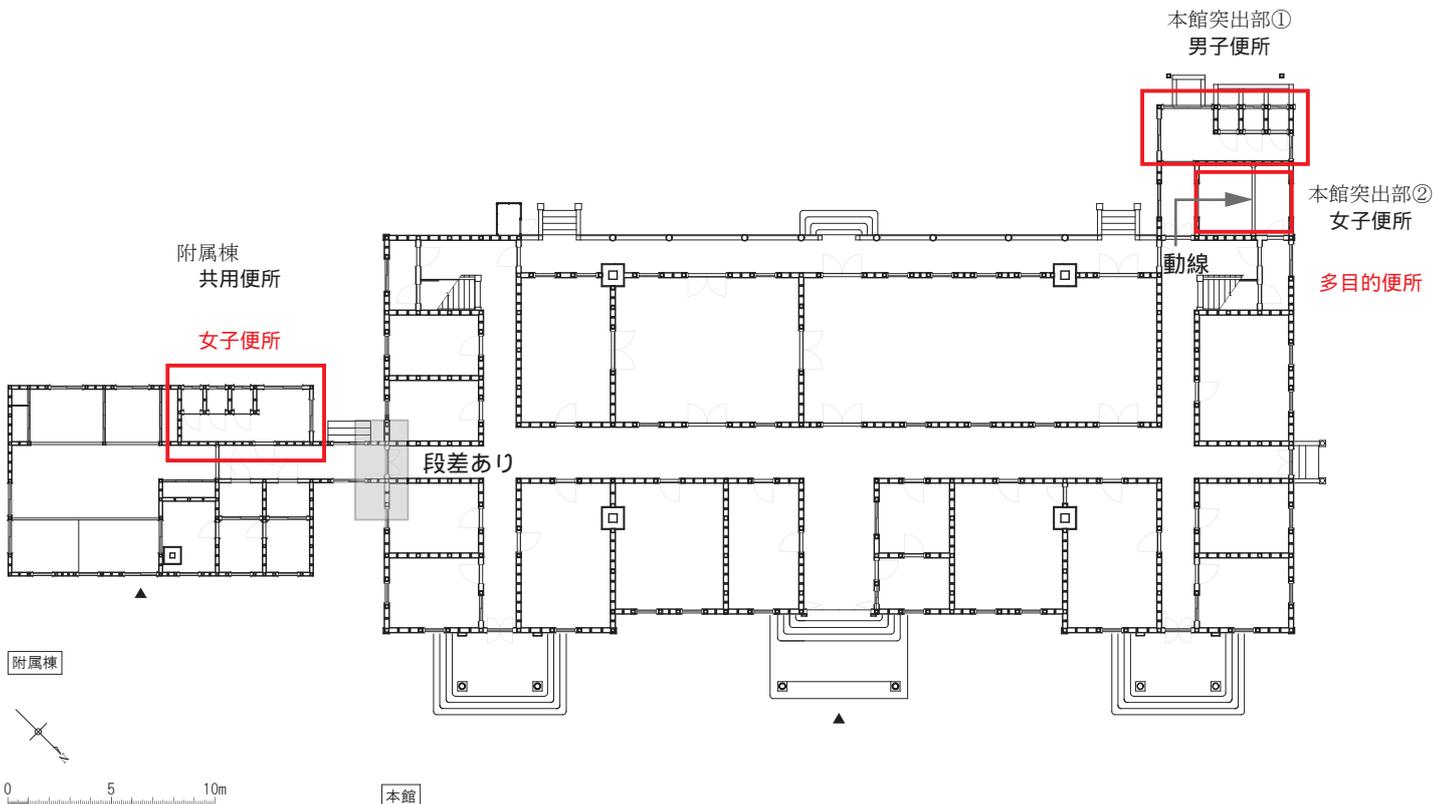
①男子便所



②女子便所



③共用便所



1階平面図

2-5. その他

その他

【庭園】

南側：樹木を剪定し、回遊できるよう整備する。
西側：引き続きお茶会などで利用できるよう整備する。
東側：見学者の主要動線からは外れている。引き続き整備方法を検討する。

【駐車場】

駐車場は設置せず、函館公園下にある函館元町観光駐車場を利用する。（立体式と広場式で乗用車 93 台、大型バス 14 台駐車可能）
バリアフリー及び貸室用の乗降場所を、敷地西側に整備する。

【照明設備】

現在の照明器具は昭和修理時に整備されたもので、かつての雰囲気を再現するため、器具の形状、材料などだけでなく、建設当初の照明器具の明るさにも配慮した。また明るさが足りない箇所は、補助照明を取り付けることを前提として、コンセントが各箇所に設置された。近年コンセントなどの配電関係も整備されており、かつての照明器具を活かしつつ、明るさが足りない箇所は、基本的に補助照明により対応する。

【自動販売機】

夏場の利用者が多い。元町公園内にも設置してある。（「設置場所を検討する」「意匠等に配慮する」「設置しない」等）

【ネットワーク設備】

外国人観光客の受入れ、貸室としての利用などを見込み、インターネット、Wi-Fi 環境を整える。

【サイン計画】

案内板や説明板は必要最小限とする。雰囲気を損なわないよう統一感のあるデザインとする。

【券売機】

デザインの変更を検討する。また共通券などの仕様についても再考する。

【指定管理者制度、公開後の評価方法など】

現在と同様指定管理者制度による管理・運営を継続する。担い手は公募による選定を検討する。
公開後の評価方法は、市の評価制度や各種計画での目標により対応する。

【周辺施設との連動】

元町公園内の旧北海道庁函館支庁庁舎、旧開拓使函館支庁書庫、伝建地区内に所在する旧イギリス領事館、旧相馬邸、ペリー広場などと連動し、既存の観光資源やその周辺など、雰囲気、景観、歴史などを生かし、さらなる魅力向上を図るための再整備を推進する。また歴史的景観を形成している建築物等、夜景の魅力向上に資するものについては、ライトアップ施設の整備を進めるなど、新たな魅力の創出に努める。

【衣装館（現状）】

- ・平成 4 年から記念撮影用にカクテルドレスなどを貸出す「ハイカラ衣装館」を市内の業者が開始。
- ・入館者の 1 割近くが利用。（平成 26 年度は 19897 人が利用）
- ・衣装館は、上着だけ着替える。借りた衣装を重ね着するだけなので、時間はかからない。
- ・衣装館の利用者から、見学中の荷物の預かり場所を聞かれることがある。

【メイク室（現状）】

- ・市内の業者が運営。
- ・一人ひとりに時間がかかり、多い時には下駄箱の前まで並ぶことがある。
- ・ティアラ、ウィッグなどを選び、装着。

【売店（現状）】

- ・市内の業者が運営。商品に統一感がない。

年度	入館者数	ハイカラ衣装館利用者数		
		人数	営業日数	1日平均
平成23年度 (2011)	127,856人	15,287人	294日	52人
平成24年度 (2012)	144,062人	18,563人	294日	63人
平成25年度 (2013)	157,313人	19,931人	294日	68人
平成26年度 (2014)	156,041人	19,697人	294日	67人

修理後（衣装館・メイク室・売店）

修理後の指定管理者の変更も考えられ、修理後は雰囲気にあったサービス・活用とする。
修理後はかつての物産陳列所のような使い方（地方産業の振興）も検討。

平成28年度
旧函館区公会堂 保存活用計画素案作成業務 事業スケジュール

		平成29年												
		12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	3
		平成28年												
		12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	3
調査内容						追加調査		現地調査 ヒアリング追加調査 (防災関係)						
作業														
委員会														
その他														

2016.06.03

● ←
各種計画調整
保存活用計画執筆/まとめ

第5回(年度末)
総括

第4回(10~11月)

- 3章「環境保全計画」まとめ
- 4章「防災計画」まとめ
- 5章「活用計画」まとめ
- 管理運営計画
- 外構及び周辺整備計画
- 建築計画
- 3～5章の確認

第3回(6月3日)

- 環境保全方針検討
- 防災対策方針検討
- 活用方針検討
- (公開・展示計画、ゾーニング、動線計画、設備計画等)
- 1～2章の確認

- 保存活用計画(1～2章)計画(草案)事前送付

- 保存活用計画(3～5章)計画(草案)事前送付

- 保存活用計画 全体計画(草案)事前送付

平成27年度委員会

第1回(平成27年9月14日) … 事業の経緯、検討事項の整理と事業計画、1章「計画の概要」、2章「保存管理計画」、現在の活用状況、整備後の活用方策
第2回(平成28年1月19日) … 2章「保存管理計画」、3章「環境保全計画」(現状報告)、4章「防災計画」(現状報告)、旧函館区公会堂の活用の歴史、活用のための設備一覧(現状)